

研究ノート

税務会計論指導方法の研究

— エクセルによる給与計算及び年末調整システムの作成 —

藤 浪 英 也

The study of the guidance method of the income tax law

FUJINAMI Hidenari

第1章 はじめに

税法の実体法規定を中心の論点とする税務会計論において、税額計算の理解は必修の研究項目であるが、この論文はエクセルを用い給与計算および年末調整システムを作成することにより、所得税法の規定をより明確に理解し、かつ興味深いものとするのできることを目的として作成したものである。

この論文が税務会計論学習者の一助となれば幸いである。

第2章 年末調整の意義

1. 所得税法による年末調整の規定

年末調整とは所得税法第190条の規定によって、居住者が「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した場合に、その提出を受けた給与等の支払者（主たる勤務先）が、その年最後に給与等の支払をする場合に、その居住者の給与等にかかる年税額の精算として行うものである。

その内容は、その年中に支払うべきことが確定した給与等の金額が二千万円以下であるものに対して、その給与等にかかる所得税の額の合計額がその年最後に給与等の支払をする時の現況により計算した税額に比し過不足があるときは、その超過額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収すべき所得税に充当し、その不足額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収してその徴収の日の属する月の翌月十日までに国に納付しなければならないこととされている。

2. 年末調整の意義

年末調整は上記に述べたように、その年における税額の精算をおこなうものであるが、確定申告について所得税法第121条（確定申告を要しない場合）の規定があるように、年末調整の適用を受けた給与所得者の多くは確定申告が不要となる。この規定は年末調整の対象となったその年において給与所得を有する居住者のうち、その年中に支払を受けるべき給与等の金額が二千万円以下であるもので一の給与等の支払者から給与等の支払を受け、かつ、当該給与等の全部について「給与所得に係る源泉徴収義務」の規定および「年末調整」の規定によって所得税の徴収をされた又はされるべき場合において、その年分の「給与所得及び退職所得以外の所得金額」が二十万円以下であるときは、この所得税法第121条の規定により、確定申告を要しないこととなるというものである。この規定により、多くの給与所得者は、この年末調整でその年分の所得税の課税が完結し確定所得申告を要しないこととなる。

また、この年末調整の際に源泉徴収票が作成されるが、これと同時に作成される給与支払報告書が住所地の市町村に送られ、これにより個人

住民税（市町村民税および道府県民税）の特別徴収が行われる。これによって、給与所得者は給与等に係る所得に対しては、特別な場合を除いて自ら納税事務を行うことなうことは不要となっているのである。

第3章 所得税の課税標準

居住者に対して課する所得税の課税標準は、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額となっている。この他にも租税特別措置法で土地建物の譲渡に関して長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額などがあるがここでは省略する。

ここに課税標準とは、課税対象物を数量化、金額化したもので、これに税率を乗じると税額が算定される。

すなわち下記の計算式が税額計算の基本構造である。

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} = \text{税額}$$

ただし、所得税は個人の所得を課税対象としているため一律的に税額を適用することは、各種所得の担税力の面からふさわしいものではない。そこで、所得税では所得税法上において下記第4章で述べるように、所得を10通りに分類し、さらに個人的事情を考慮するために所得控除の規定をもうけている。

第4章 所得税額の計算方法

居住者に対して課する所得税の額は、次に定める順序により計算する。

I. 各種所得の金額の計算

居住者に対して課する所得税は、まずその年中の所得を利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得に区分し、これらの所得ごとに所得の金額を計算する。

藤 浪 英 也

なお、山林所得、譲渡所得（長期）、および一時所得の所得金額を計算する場合には50万円の特別控除を行う。

また、退職所得の金額は収入金額から退職所得控除額を控除した残額を二分の一とした金額になる。

この各種所得を、経常的か臨時一時的なものか。また、勤労所得か不労、資産所得かによって分類すると下記のようなものとなる。

	経常的所得	臨時、一時的所得
不 労 所 得	利子所得、配当所得、不動産所得	譲渡所得、一時所得
勤 労 所 得	事業所得、給与所得、雑所得	山林所得、退職所得

この表により、山林所得、譲渡所得（長期）、および一時所得については、その所得の性質上、長期にわたって発生した所得がその年において実現したと考えるので、これらの所得金額を計算する場合には50万円の特別控除を行うことによって、担税力に応じた課税の調整を行っている。なお、退職所得の金額は収入金額から勤続年数に応じた退職所得控除額を控除した残額の二分の一とされているが、この退職所得控除額は最低限でも80万円を控除することになっている。

II. 損益通算および課税標準額の計算

I の各種所得の金額を基礎として、損益通算及び損失の繰越控除の規定により総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算する。

退職所得金額は退職所得の金額から構成され、また山林所得金額は山林所得の金額から構成される。

退職所得は給与所得者の特性に鑑み、退職時に課税関係を終了させることを前提として独立した課税標準を構成する。

また、山林所得金額は山林所得の特性により山林の伐採または譲渡が他の所得には類を見ない長期間にわたる所得であるため、後に述べるように五分五乗方式による税額計算を行うため独立した課税標準を構成する。

それ以外の利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得が総所得金額を構成することになるのである。なお、総所得金額を計算する際には、譲渡所得の金額のうち長期（保有期間5年以上）および一時所得の金額は二分の一にして合算される。

III. 所得控除および課税所得金額の計算

所得控除の規定により上記Ⅱの総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から基礎控除その他の控除をして第八十九条第二項（税率）に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額を計算する。

（課税標準額 － 所得控除） × 税率

所得控除は下記のように大きく①支出、損失の控除、②保険料の控除、③人的控除の三区分に分類できる。

1. 支出、損失の控除

この支出、損失の控除は、雑損控除、医療費控除及び寄付金控除からなり、これらの控除額は課税標準額との判定があるため、年末調整では行われず全て確定申告によって行う。

（1）雑損控除

居住者または居住者と生計を一にする一定のものが災害又は盗難もしくは横領により生活に通常必要な一定の資産について損害を受けた場合には、その居住者の総所得金額等の課税標準額から下記の金額のうちいずれか多い金額を控除する。

① (損失の金額－保険金等で補填される金額)－課税標準額×1/10

②災害関連支出－5万円

(2) 医療費控除

居住者及び居住者と生計を一にする配偶者その他の親族に対して医療費を支払った場合には下記の金額を控除する。

(支出医療費の金額－保険金等で補填される金額)－課税標準額×5/100

ただし課税標準額×5/100が10万円を超える場合には10万円とする。

また、医療費控除の金額は200万円を限度とする。

(3) 寄付金控除

居住者が一定の寄付金を支出した場合には、その居住者の総所得金額等の課税標準額から下記の金額のいずれか少ない金額から5,000円を差し引いた額を控除する。

①その年中に支出した特定寄付金の額

②課税標準額×40/100

2. 保険料の控除

保険料の控除は、公的保険と私的保険とに区分される。公的保険は全額が控除されるのに対し、私的保険は一定限度額までの控除となる。また、この保険料の控除は年末調整の対象となる。

(1) 公的保険

①社会保険料控除

社会保険料とは、健康保険及び国民健康保険の保険料、厚生年金及び国民年金等の保険料をいう。

②小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等掛金とは、小規模企業共済法に規定する掛金等を言う。

(2) 私的保険

私的保険には、生命保険料控除および地震保険料控除（損害保険料控除に代わるもの）がある。

①生命保険料控除

生命保険料控除には一般の生命保険料控除と個人年金にかかる生命保険料控除がある。おのおの下記によって計算された金額による。

- ア 支出額が25,000円以下……支払った保険料の全額
- イ 支出額が25,000円を超え50,000円以下
……支払った保険料の金額 $\times 1 / 2 + 12,500$ 円
- ウ 支出額が50,000円を超え100,000円以下
……支払った保険料の金額 $\times 1 / 4 + 25,000$ 円
- エ 支出額が100,000円を超える場合……50,000円

②地震保険料控除

居住者また居住者と生計を一にする配偶者その他の親族がその有する居住用家屋その他生活に通常必要な資産について地震等損害による損失の補填として地震保険を支払った場合には、下記の金額を控除する。

- ア 支出額が50,000円以下……支払った保険料の全額
- イ 支出額が50,000円を超える場合……50,000円

3. 人的控除

人的控除には、社会的弱者の控除と生活費の控除がある。これも年末調整の対象となる。

(1) 社会的弱者の控除

社会的弱者の控除には、障害者控除、寡婦（夫）控除、及び勤労学生控除があり基本的な控除額は27万円である。ただし、特別障害者は40万円、特定の寡婦については35万円の控除となる。

(2) 生活費の控除

生活費の控除は、配偶者控除、扶養控除及び基礎控除からなり、基

本となる控除額は38万円である。また、控除対象配偶者とならない配偶者がいる場合一定の金額を配偶者特別控除額として控除する。

合計所得金額による控除額

配偶者控除額	控除額	同居特別障害者の場合
一般控除対象配偶者	380,000	730,000
老人控除対象配偶者	480,000	830,000

扶養控除額	控除額	同居特別障害者の場合
一般扶養親族	380,000	730,000
老人扶養親族	480,000	830,000
同居老親等扶養親族	580,000	930,000
特定扶養親族	630,000	980,000

配偶者特別控除額	控除額
380,001円から399,999円まで	380,000
400,000円から449,999円まで	360,000
450,000円から499,999円まで	310,000
500,000円から549,999円まで	260,000
550,000円から599,999円まで	210,000
600,000円から649,999円まで	160,000
650,000円から699,999円まで	110,000
700,000円から749,999円まで	60,000
750,000円から759,999円まで	30,000
760,000円以上	0

合計所得金額による控除額

4. 所得税額の計算

上記3の課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額を基礎として、第3章第1節（税率）の規定により所得税の額を計算する。

課税山林所得金額は5分の1した金額に税率区分をあてはめ、その計算された金額を5倍するいわゆる5分5乗方式により税額を計算する。

所得税の税額表

課税される所得金額	税率%	控除額
1,000円から 1,949,000円まで	5	0
1,950,000円から 3,299,000円まで	10	97,500
3,300,000円から 6,949,000円まで	20	427,500
6,950,000円から 8,999,000円まで	23	636,000
9,000,000円から17,999,000円まで	33	1,536,000
18,000,000円以上	40	2,796,000

5. 税額控除

税額控除の規定により配当控除及び外国税額控除並びに住宅取得特別控除等を受ける場合には、4の所得税の額に相当する金額からその控除をした後の金額をもって所得税の額とする。

6. 給与等に係る徴収税額（給与に対する源泉徴収税額の計算）

所得税法第八十五条において給与等の支払者に源泉徴収義務が課せられている。給与等の支払者が支払う給与等について第八十三条第一項の源泉徴収義務の規定により徴収すべき所得税の額は、給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対しては、その給与等の金額にたいして、当該申告書に記載された「主たる給与等に係る控除対象配偶者及び扶養親族」の有無及びその数に応ずる 別表第二の甲欄に掲げる税額を徴収することとなる。この徴収された税額は年末調整によって精算される。

(四)

(440,000円～589,999円)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	人	
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
440,000	443,000	19,680	16,360	13,190	10,030	7,490	5,910	4,330	2,740	102,800	
443,000	446,000	20,160	16,600	13,430	10,270	7,610	6,030	4,450	2,860	104,400	
446,000	449,000	20,640	16,840	13,670	10,510	7,730	6,150	4,570	2,980	105,900	
449,000	452,000	21,120	17,080	13,910	10,750	7,850	6,270	4,690	3,100	107,400	
452,000	455,000	21,600	17,320	14,150	10,990	7,970	6,390	4,810	3,220	109,000	
455,000	458,000	22,080	17,560	14,390	11,230	8,090	6,510	4,930	3,340	110,500	
458,000	461,000	22,560	17,800	14,630	11,470	8,300	6,630	5,050	3,460	112,100	
461,000	464,000	23,040	18,040	14,870	11,710	8,540	6,750	5,170	3,580	113,600	
464,000	467,000	23,520	18,280	15,110	11,950	8,780	6,870	5,290	3,700	115,100	
467,000	470,000	24,000	18,520	15,350	12,190	9,020	6,990	5,410	3,820	116,700	
470,000	473,000	24,480	18,760	15,590	12,430	9,260	7,110	5,530	3,940	118,200	
473,000	476,000	24,960	19,000	15,830	12,670	9,500	7,230	5,650	4,060	119,800	
476,000	479,000	25,440	19,240	16,070	12,910	9,740	7,350	5,770	4,180	121,300	
479,000	482,000	25,920	19,590	16,310	13,150	9,980	7,470	5,890	4,300	122,800	
482,000	485,000	26,400	20,070	16,550	13,390	10,220	7,590	6,010	4,420	124,400	

(1) (国税庁『平成20年4月以降分源泉徴収税額表』より)

この表で見れば左側の社会保険料控除後の金額欄に応じた行の該当する「扶養親族の数」欄の金額が徴収すべき給与等にかかる源泉徴収税額である。

たとえば社会保険料控除後の給与等の金額が454,000円で扶養親族が二人のときは、452,000円から455,000円の行に該当するので、その行の扶養親族の数を当てはめれば14,150円となる。これが給与から徴収すべき源泉所得税額である。

第5章 エクセルによる給与計算システムの設計

	A	B	C
1		給与台帳	1月
2		扶養等の人数	2
3	1	月額給与	400,000
4	2	厚生年金健康保険	50,593
5	3	雇用保険（給与×7/1000）	2,800
6	4	社会保険合計（2+3）	53,393
7	5	社会保険控除後の給与（1-4）	346,607
8	6	給与所得控除額	114,321
9	7	扶養等控除額	95,001
10	8	課税給与所得金額（5-6-7）	137,285
11	9	所得税額	6,860
12	10	差引支給給与額（1-4-9）	339,747
13	11	非課税交通費	27,400
14	12	その他の控除（住民税、組合費）	
15	13	支給額（10+11-12）	367,147

1. 給与所得の意義

給与所得とは、所得税法第28条において、『俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。』とされている。また給与所得の金額は、「その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額」とするとある。ここで税法上「残額」とは控除した後の正の整数の金額をいう。

$$\text{給与所得の金額} = \text{給与等の収入金額} - \text{給与所得控除額}$$

給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 前項に規定する収入金額が百八十万円以下である場合 当該収入金額の百分の四十に相当する金額（当該金額が六十五万円に満たない場

藤 浪 英 也

合には、六十五万円)

- 二 前項に規定する収入金額が百八十万円を超え三百六十万円以下である場合 七十二万円と当該収入金額から百八十万円を控除した金額の百分の三十に相当する金額との合計額
- 三 前項に規定する収入金額が三百六十万円を超え六百六十万円以下である場合 百二十六万円と当該収入金額から三百六十万円を控除した金額の百分の二十に相当する金額との合計額
- 四 前項に規定する収入金額が六百六十万円を超え千万円以下である場合 百八十六万円と当該収入金額から六百六十万円を控除した金額の百分の十に相当する金額との合計額
- 五 前項に規定する収入金額が千万円を超える場合 二百二十万円と当該収入金額から千万円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額

なお、その年中の給与等の収入金額が六百六十万円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、前二項の規定にかかわらず、当該収入金額を別表第五の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額とする。

つまり、年末調整を行う場合の給与所得の金額は、計算の煩雑さを解消するために、給与等の年額（いわゆる年収）が660万円以下の場合には、計算式によらず、表五によることになる。このためエクセルで計算式を作る場合には、階差の問題が生じこれを解消するために、今回は演算領域を設けそこで計算する手法をとった。

(五)

(3,972,000円～4,571,999円)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額							
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,972,000	3,976,000	2,637,600	4,172,000	4,176,000	2,797,600	4,372,000	4,376,000	2,957,600							
3,976,000	3,980,000	2,640,800	4,176,000	4,180,000	2,800,800	4,376,000	4,380,000	2,960,800							
3,980,000	3,984,000	2,644,000	4,180,000	4,184,000	2,804,000	4,380,000	4,384,000	2,964,000							
3,984,000	3,988,000	2,647,200	4,184,000	4,188,000	2,807,200	4,384,000	4,388,000	2,967,200							
3,988,000	3,992,000	2,650,400	4,188,000	4,192,000	2,810,400	4,388,000	4,392,000	2,970,400							
3,992,000	3,996,000	2,653,600	4,192,000	4,196,000	2,813,600	4,392,000	4,396,000	2,973,600							
3,996,000	4,000,000	2,656,800	4,196,000	4,200,000	2,816,800	4,396,000	4,400,000	2,976,800							
4,000,000	4,004,000	2,660,000	4,200,000	4,204,000	2,820,000	4,400,000	4,404,000	2,980,000							
4,004,000	4,008,000	2,663,200	4,204,000	4,208,000	2,823,200	4,404,000	4,408,000	2,983,200							
4,008,000	4,012,000	2,666,400	4,208,000	4,212,000	2,826,400	4,408,000	4,412,000	2,986,400							
4,012,000	4,016,000	2,669,600	4,212,000	4,216,000	2,829,600	4,412,000	4,416,000	2,989,600							
4,016,000	4,020,000	2,672,800	4,216,000	4,220,000	2,832,800	4,416,000	4,420,000	2,992,800							
4,020,000	4,024,000	2,676,000	4,220,000	4,224,000	2,836,000	4,420,000	4,424,000	2,996,000							
4,024,000	4,028,000	2,679,200	4,224,000	4,228,000	2,839,200	4,424,000	4,428,000	2,999,200							
4,028,000	4,032,000	2,682,400	4,228,000	4,232,000	2,842,400	4,428,000	4,432,000	3,002,400							
4,032,000	4,036,000	2,685,600	4,232,000	4,236,000	2,845,600	4,432,000	4,436,000	3,005,600							
4,036,000	4,040,000	2,688,800	4,236,000	4,240,000	2,848,800	4,436,000	4,440,000	3,008,800							
4,040,000	4,044,000	2,692,000	4,240,000	4,244,000	2,852,000	4,440,000	4,444,000	3,012,000							
4,044,000	4,048,000	2,695,200	4,244,000	4,248,000	2,855,200	4,444,000	4,448,000	3,015,200							
4,048,000	4,052,000	2,698,400	4,248,000	4,252,000	2,858,400	4,448,000	4,452,000	3,018,400							
4,052,000	4,056,000	2,701,600	4,252,000	4,256,000	2,861,600	4,452,000	4,456,000	3,021,600							
4,056,000	4,060,000	2,704,800	4,256,000	4,260,000	2,864,800	4,456,000	4,460,000	3,024,800							
4,060,000	4,064,000	2,708,000	4,260,000	4,264,000	2,868,000	4,460,000	4,464,000	3,028,000							
4,064,000	4,068,000	2,711,200	4,264,000	4,268,000	2,871,200	4,464,000	4,468,000	3,031,200							
4,068,000	4,072,000	2,714,400	4,268,000	4,272,000	2,874,400	4,468,000	4,472,000	3,034,400							
4,072,000	4,076,000	2,717,600	4,272,000	4,276,000	2,877,600	4,472,000	4,476,000	3,037,600							
4,076,000	4,080,000	2,720,800	4,276,000	4,280,000	2,880,800	4,476,000	4,480,000	3,040,800							
4,080,000	4,084,000	2,724,000	4,280,000	4,284,000	2,884,000	4,480,000	4,484,000	3,044,000							
4,084,000	4,088,000	2,727,200	4,284,000	4,288,000	2,887,200	4,484,000	4,488,000	3,047,200							
4,088,000	4,092,000	2,730,400	4,288,000	4,292,000	2,890,400	4,488,000	4,492,000	3,050,400							
4,092,000	4,096,000	2,733,600	4,292,000	4,296,000	2,893,600	4,492,000	4,496,000	3,053,600							
4,096,000	4,100,000	2,736,800	4,296,000	4,300,000	2,896,800	4,496,000	4,500,000	3,056,800							
4,100,000	4,104,000	2,740,000	4,300,000	4,304,000	2,900,000	4,500,000	4,504,000	3,060,000							
4,104,000	4,108,000	2,743,200	4,304,000	4,308,000	2,903,200	4,504,000	4,508,000	3,063,200							
4,108,000	4,112,000	2,746,400	4,308,000	4,312,000	2,906,400	4,508,000	4,512,000	3,066,400							
4,112,000	4,116,000	2,749,600	4,312,000	4,316,000	2,909,600	4,512,000	4,516,000	3,069,600							
4,116,000	4,120,000	2,752,800	4,316,000	4,320,000	2,912,800	4,516,000	4,520,000	3,072,800							
4,120,000	4,124,000	2,756,000	4,320,000	4,324,000	2,916,000	4,520,000	4,524,000	3,076,000							
4,124,000	4,128,000	2,759,200	4,324,000	4,328,000	2,919,200	4,524,000	4,528,000	3,079,200							
4,128,000	4,132,000	2,762,400	4,328,000	4,332,000	2,922,400	4,528,000	4,532,000	3,082,400							
4,132,000	4,136,000	2,765,600	4,332,000	4,336,000	2,925,600	4,532,000	4,536,000	3,085,600							
4,136,000	4,140,000	2,768,800	4,336,000	4,340,000	2,928,800	4,536,000	4,540,000	3,088,800							
4,140,000	4,144,000	2,772,000	4,340,000	4,344,000	2,932,000	4,540,000	4,544,000	3,092,000							
4,144,000	4,148,000	2,775,200	4,344,000	4,348,000	2,935,200	4,544,000	4,548,000	3,095,200							
4,148,000	4,152,000	2,778,400	4,348,000	4,352,000	2,938,400	4,548,000	4,552,000	3,098,400							
4,152,000	4,156,000	2,781,600	4,352,000	4,356,000	2,941,600	4,552,000	4,556,000	3,101,600							
4,156,000	4,160,000	2,784,800	4,356,000	4,360,000	2,944,800	4,556,000	4,560,000	3,104,800							
4,160,000	4,164,000	2,788,000	4,360,000	4,364,000	2,948,000	4,560,000	4,564,000	3,108,000							
4,164,000	4,168,000	2,791,200	4,364,000	4,368,000	2,951,200	4,564,000	4,568,000	3,111,200							
4,168,000	4,172,000	2,794,400	4,368,000	4,372,000	2,954,400	4,568,000	4,572,000	3,114,400							

(2) (国税庁『平成19年分年末調整のしかた』より)

なお、先にも述べたように毎月の給与等の計算において用いる給与所得控除額の計算は下記の財務省告示によることとなる。

〔電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する方法を定める財務省告示（平成20年4月以降分）〕

別表第一

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額(A)		給与所得控除の額
以 上	以 下	
円	円	
—	135,416	54,167円
135,417	149,999	(A)×40 %
150,000	299,999	(A)×30 % + 15,000円
300,000	549,999	(A)×20 % + 45,000円
550,000	833,333	(A)×10 % + 100,000円
833,334 円	以 上	(A)×5 % + 141,667円

(注) 給与所得控除の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもってその求める給与所得控除の額とします。

(3) (国税庁『平成20年4月以降分源泉徴収税額表』より)

また、給与所得金額から控除される保険料関係の所得控除は、給与から控除される社会保険料の金額のみであり、人的控除は下記別表二により計算される。

別表第二

配偶者控除の額	31,667円
扶養控除の額	31,667円×扶養親族の数
基礎控除の額	31,667円

(4) (国税庁『平成20年4月以降分源泉徴収税額表』より)

すなわち、人的控除の基本額である380,000円を12で割ったものが31,667円である。これら以外の所得控除については年末調整において考慮することになる。

このため、年末調整では、扶養控除等異動申告書の確認や保険料控除申告書の提出を求め、その他の人的控除や保険料控除の計算を行うのである。

ここまでの計算を整理すると毎月の給与に対する源泉徴収額は、(給与総額－社会保険料)の金額をもって、給与等の収入金額とみなして給与所得控除額を計算して給与所得金額を計算し、ここから人的控除を控除して下記別表第三の表を用い源泉徴収税額を計算していることがわかる。

別表第三

その月の課税給与所得金額(B)		税 額 の 算 式
以 上	以 下	
円	円	
—	162,500	$(B) \times 5 \%$
162,501	275,000	$(B) \times 10 \%$ - 8,125円
275,001	579,166	$(B) \times 20 \%$ - 35,625円
579,167	750,000	$(B) \times 23 \%$ - 53,000円
750,001	1,500,000	$(B) \times 33 \%$ - 128,000円
1,500,001 円 以 上		$(B) \times 40 \%$ - 233,000円

(注) 税額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額をもってその求める税額とします。

⁽⁵⁾ (国税庁『平成20年4月以降分源泉徴収税額表』より)

給与台帳のフォームと計算式

給与月額に対する計算式を表すと下記のようである。

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
1	給与台帳	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
2	扶養等の人数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	1 月額給与	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	4,800,000
4	2 厚生年金健康保険	50,593	50,593	50,593	50,593	50,593	50,593	50,593	50,593	50,593	50,593	50,593	50,593	607,116
5	3 雇用保険(給与×7/1000)	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	33,600
6	4 社会保険合計(2+3)	53,393	53,393	53,393	53,393	53,393	53,393	53,393	53,393	53,393	53,393	53,393	53,393	640,716
7	5 社会保険控除後の給与(1-4)	346,607	346,607	346,607	346,607	346,607	346,607	346,607	346,607	346,607	346,607	346,607	346,607	4,159,284
8	6 給与所得控除額	114,321	114,321	114,321	114,321	114,321	114,321	114,321	114,321	114,321	114,321	114,321	114,321	1,371,852
9	7 扶養等控除額	95,001	95,001	95,001	95,001	95,001	95,001	95,001	95,001	95,001	95,001	95,001	95,001	950,001
10	8 課税給与所得金額(5-6-7)	137,285	137,285	137,285	137,285	137,285	137,285	137,285	137,285	137,285	137,285	137,285	137,285	1,647,420
11	9 所得控除額	6,880	6,880	6,880	6,880	6,880	6,880	6,880	6,880	6,880	6,880	6,880	6,880	82,320
12	10 差引支給給与額(1-4-9)	339,747	339,747	339,747	339,747	339,747	339,747	339,747	339,747	339,747	339,747	339,747	339,747	4,076,964
13	11 非課税交通費	27,400	27,400	27,400	27,400	27,400	27,400	27,400	27,400	27,400	27,400	27,400	27,400	328,800
14	12 その他の控除(住民税、組合費)													0
15	13 支給額(10+11-12)	367,147	367,147	367,147	367,147	367,147	367,147	367,147	367,147	367,147	367,147	367,147	367,147	4,405,764

なお、厚生年金、健康保険は、標準報酬に基づくので所与のものとして計算した。

この給与台帳のワークシートで用いる月額給与所得控除のテーブルと
 税額計算のテーブルは下記のとおりである。

1. 月額給与所得控除

	A	B	C	D
1	甲欄月額給与所得控除額のテーブル			
2	0	135,416	0	54,167
3	135,417	149,999	0.4	
4	150,000	299,999	0.3	15,000
5	300,000	549,999	0.2	45,000
6	550,000	833,333	0.1	100,000
7	833,334		0.05	141,667

2. 税額計算のテーブル

	A	B	C	D
12	税額計算のテーブル			
13	0	162,500	0.05	
14	162,501	275,000	0.1	8,125
15	275,001	579,166	0.2	35,625
16	579,167	750,000	0.23	53,000
17	750,001	1,500,000	0.33	128,000
18	1,500,001	999999999	0.4	233,000

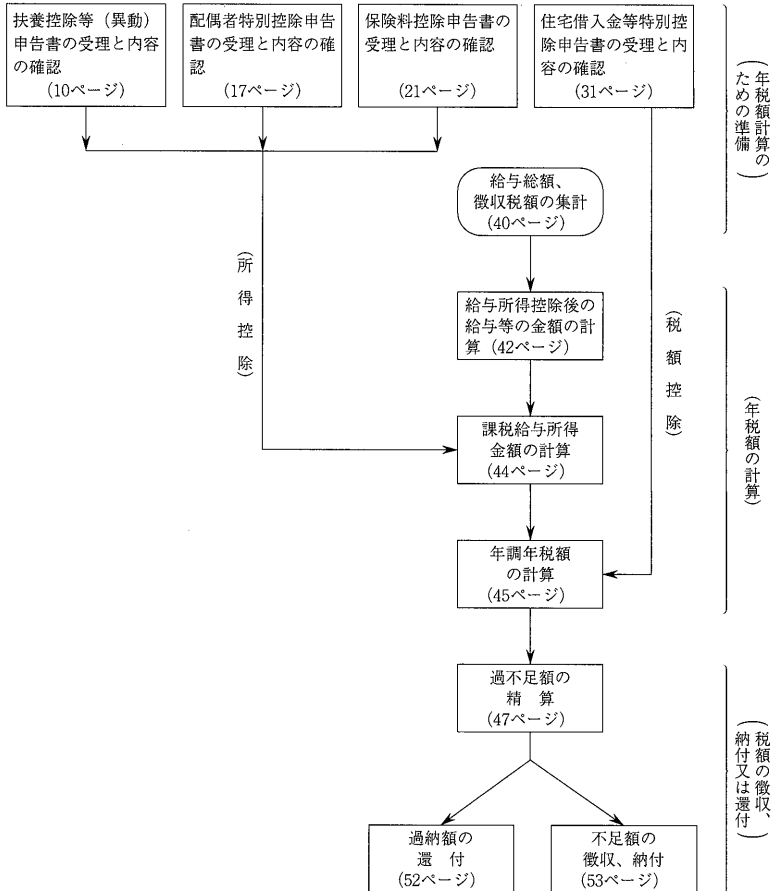
第6章 エクセルによる年末調整システムの設計

Ⅲ 年末調整のしかた

1 年末調整の事務手順

年末調整の事務は、次のような手順で行います。

(枠内のページは、それぞれの事務内容を説明している箇所を示します。)



以下、それぞれの事務に区分し、順を追って説明します。

なお、定率減税については、平成18年分の所得税をもって廃止されています。

(6) (国税庁『平成19年分年末調整のしかた』より)

年末調整のフォーム

年末調整のフォームと計算式を示すと次のとおりである。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
18															
19	年末調整		金額	税額											
20	給与・手当		4,800,000	82,320											
21	賞与		1,600,000	160,000											
22	計		6,400,000	242,320											
23	給与所得控除後の給与等の金額		4,580,000												
24	申告による社会保険の控除		640,716												
25	申告による小規模共済の控除分														
26	生保控除料控除額		74,391												
27	地震保険料控除額		49,500												
28	配偶者特別控除額		160,000												
29	配偶者・扶養・基礎控除額		1,140,000												
30	所得控除額の合計		2,064,607												
31	差引譲渡所得金額及び年額控除額		2,515,000	154,000											
32	年調整前額		154,000	154,000											
33	年調整率														
34	年調整率														
35	年調整率														
36	年調整率														
37	差引超過額または不足額		超過還付	88,320											
38															
39															
40	生命保険料控除額の計算		支払額	控除額											
41	一般生命保険料		87,564	46,891											
42	個人年金保険料		30,000	27,500											
43	生保保険料控除額			74,391											
44															
45	地震保険料		支払額	控除額											
46	支払地震保険料		49,500	49,500											
47															
48															
49	配偶者特別控除額の計算		所得金額												
50	配偶者の年間給与額		1,265,000												
51	配偶者の他の所得金額		***												
52	配偶者特別控除額		615,000												
53	合計所得金額		160,000												
54	配偶者特別控除額		160,000												
55	適用の有無														

先に計算した給与台帳から、給与手当の総額及び給与手当から源泉徴収された税額を転記する。このワークシートではセル番地「+ O11」において総額が集計されているため、この番地から引用する。また給与から徴収された社会保険料についても引用してくる。給与から天引きされる保険料以外の保険料については、支払額を手入力することによって控除額を計算することになる。

扶養控除等は給与台帳において既に扶養親族等の人数を入力してあるので年末における扶養親族等の数に1（納税者）を加えた数に380,000円を乗じた金額を記載することになる。ただし一般の扶養親族以外の老人扶養親族や特定扶養親族がいる場合には、手入力計算となる。

所得控除額の総額が決まり課税給与所得金額が決まると税額計算となるが、ここでは税額計算のテーブルの下に演算領域を作り、そこで税額計算をしたものを年税額欄に引用することとした。このほうが年税額欄が簡略化でき、また、税額計算のテーブル近くで税額計算ができるようになるため、関数の設定がやりやすくなるメリットがある。

	A	B	C
22	配偶者特別控除額の計算		
23	配偶者の合計所得金額		615000
24	0	380000	0
25	380001	399999	380000
26	400000	449999	360000
27	450000	499999	310000
28	500000	549999	260000
29	550000	599999	210000
30	600000	649999	160000
31	650000	699999	110000
32	700000	749999	60000
33	750000	759999	30000
34	760000	999999999	0
35			

	F	G	H	I	J	K	L
9		税額計算のテーブル					
10							
11		0	1,949,999	0.05			
12		1,950,000	3,299,999	0.1	97,500		
13		3,300,000	6,949,999	0.2	427,500		
14		6,950,000	8,999,999	0.23	636,000		
15		9,000,000	17,999,999	0.33	1,230,000		
16		18,000,000	99,999,999,999	0.4	2,490,000		
17							
18	税額計算の	2,515,000	154,000				
19	演算領域	=VLOOKUP(G18,G13:I16,3)*G18-VLOOKUP(G18,G13:J16,4)					
20							
21		=+Sheet1!C32					
22							
23							

	A	B	C	D	E
9	階差の	6,400,000	6400000		
10	計算領域	1,265,000	1265000		
11					
12	=+Sheet1!C22				
13	=IF(B9<1619000,B9,IF(B9<1620000,INT(B9/1000)*1000				
14	,IF(B9<1624000,INT(B9/2000)*2000,IF(B9<6600000,INT				
15	(B9/4000)*4000,B9)))				
16	=IF(B9<1619000,B9,IF(B9<1620000,INT(B9/1000)*1000				
17	,IF(B9<1624000,INT(B9/2000)*2000,IF(B9<6600000,INT				
18	(B9/4000)*4000,B9)))				
19					

第7章 まとめ

以上のように、表計算ソフトのエクセルを用い給与計算及びこれに伴う年末調整システムを作成してみた。エクセルの指導上効果的なのは、簡単な関数を用いながらも複雑な計算さえも行うことができることである。また、それが実務で使われている給与台帳に近い形でフォーマットをつくれるので、税額計算過程がより身近に理解できるところにある。

今回は、一部手入力しなければならない部分もあり今後の課題とすべきところも多々あるが、市販されている給与計算ソフトや年末調整ソフトにはかなわないものの、それなりに実務的で有用性のあるシステムが

藤 浪 英 也

作成できたのではないかと思っている。

この論文が、税務会計学習者の一助となれば幸いである。

注

エクセル、Excel はマイクロソフト社の商品名である。

- (1) (国税庁『平成20年4月以降分源泉徴収税額表』P4)
- (2) (国税庁『平成19年分年末調整のしかた』P70)
- (3) (国税庁『平成20年4月以降分源泉徴収税額表』P20)
- (4) (国税庁『平成20年4月以降分源泉徴収税額表』P20)
- (5) (国税庁『平成20年4月以降分源泉徴収税額表』P20)
- (6) (国税庁『平成19年分年末調整のしかた』P9)

参考文献

- 霜山 明夫 編 (2008)『平成19年分 確定申告の手引き』税務研究会 平成20年
1月
- 宮口 定雄 編 (2007)『平成19年度版 税務ハンドブック』コントロール社 平
成19年6月

(本学経営学部准教授)